平成２１年（フ）第１４２号
熊本県荒尾市増永2709番地26
債務者　永田　竹子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山野　史寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第４７号
愛知県瀬戸市品野町７丁目176番地　レオパレス瀬戸品野101
債務者　マンジート　シングこと　ＳＩＮＧＨ　ＭＡＮＪＥＥＴ
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　　順
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７号
長崎県松浦市志佐町白浜免2026番地22
債務者　平川　哲夫
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春野しおり
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月30日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２１年（フ）第６１６号
長崎県長崎市辻町19番８号、申立時の住所大分市花江川１番19号
債務者　首藤　草子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第４号
福岡県豊前市大字大西810番地２
債務者　土井みね子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第６号
福岡県豊前市大字吉木874番地４
債務者　末永　初代
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第６１８号
埼玉県草加市松原２丁目Ｂ39番401号
債務者　山田　裕一
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６１９号
埼玉県越谷市南町３―18―35　ジェネパレス草加オ８―201号、住民票上の住所埼玉県草加市長栄町253番地
債務者　森田　修治
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６５２号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2642番地16
債務者　依田　久雄
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６７６号
埼玉県越谷市東越谷７丁目90番地２
債務者　遊佐　慶子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６８８号
埼玉県草加市八幡町485番地レオパレスプレミール203号
債務者　林　　美奈
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第７０２号
埼玉県越谷市大字袋山1863番地12
債務者　原口　明子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第７０９号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地３街区27棟105号
債務者　川津すゞ江
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第７１０号
埼玉県三郷市三郷３丁目16番地４　レオパレスエナ101、前住所埼玉県吉川市きよみ野４丁目２番地13
債務者　塚本　隆之
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１号
埼玉県草加市新栄町536番地　ロイヤルガーデンⅠ―205号
債務者　鈴川　恭朗
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３号
埼玉県春日部市藤塚1906番地１　ウィスティリアココロ203号
債務者　長谷川麻衣子（旧姓羽田）
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５号
埼玉県草加市新里町998番地10　松栄ハイツ201号
債務者　佐竹　純子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係